

旭川赤十字病院労働組合 執行委員長 市川ゆかりから、令和5年（2023年）10月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 冬期一時金、労働条件の改善
- 2 日 時 2023年11月9日 午前0時以降本件の解決まで
- 3 場 所 旭川赤十字病院労働組合組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第3項記載場所の全体又は一部において実施する。